

令和4年12月
(第29回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和4年12月22日(木曜日)

令和4年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年12月22日(木曜日) 午後9時00分～午前10時30分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	山之口 勝一
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富田 良成
〃	5番	後藤 望
〃	6番	淵脇 耕二
〃	7番	溝田 耕一
〃	8番	東山崎 勝一
〃	9番	吉永 一雪
〃	10番	田淵 哲朗
〃	11番	徳留 徳次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局主幹兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第95号 非農地証明願いに係る証明について
議案第96号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第97号 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
報告第98号 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和4年12月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は11名です。12番横原さんが欠席の届けがありました。よって12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長： それでは、5番の後藤委員と6番の淵脇委員の両名を指名致します。本日の会議書記には事務局職員の中島氏と中村氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第94号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。許可申請は5件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが5件でございます。

(2ページ 議案第94号の議案書、3ページの集計表読み上げ)

受付番号1番の資料については、4ページ、5ページをそれぞれお目通し下さい。また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

5番： はい。7番溝田です。〇〇自治会内の〇〇号線沿いの〇〇横の筋を南へ50m程入ったところ。北側と東側は宅地で南側は駐車場。西側は道路を挟んで畑です。現在、野菜が作付けされています。
譲受人は〇〇地区で飼料米や野菜など手広く栽培されています。今回ここを購入されて今まで通り野菜等を姉さん夫婦と一緒に作付けされるそうです。なお、譲渡人は〇〇市在住であり〇〇に帰る事もなく農業もやらないとの事です。
私個人の意見として価格については双方の話し合いで理解し合っているもので問題ないと考えます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： ご意見ございませんか。
それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思っております。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第94号受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第94号受付番号1番は許可することに決定いたします。
次に議案第94号受付番号2番です。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長： 受付番号2番の資料については6ページ、7ページです。
それぞれ御目通し下さい。また別添の調査表についても併せてご覧頂きたいと思
います。よろしくお願いします。ここで担当委員の現地調査の報告を求めます。

3 番： 富田です。現地は〇〇の横の田んぼで3方を住宅で囲まれた一角で1番奥にある田
んぼでした。道路より一段低く今までここ2～3年耕作されていない田んぼであり
ました。4～5年の内にまわりに住宅が建ち並びここ一か所が残った所であります。
又、譲渡人と譲受人はいとこにあたるとの事です。
調査の意見としては、本人は〇〇地区にブルーベリーを植栽しており、家回りには
ブルーベリー、アボカド、パインなど鉢植えにしており、これらの鉢を栽培するハ
ウスを作りたいとの事でした。
将来的にはブルーベリーの加工場まで作りたいとのことでした。3条申請に問題な
いと思います。

議 長： ただ今、事務局から説明及び報告を行いました。これから質疑に入ります。
何かご意見ございましたらお願い致します。農業委員、推進委員問わずご意見、ご
質問等ありませんか。地区担当の持留推進委員、何かご意見等ありましたらお願い
致します。よろしいですか。

それでは、受付番号2番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたい
と思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号2番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を
踏まえ、議題第94号受付番号2番について許可やむなしとされる方は挙手をお願い
致します。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議題第94号受付番号2番については、許可することに決定いたします。

次に議案第94号受付番号3番です。事務局の説明を求めます。

事務局長： 受付番号3番の資料については8ページ、9ページです。それぞれ御目通してください。また別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

1 番： 12月15日10時より田辺委員、譲受人と3人で現地確認を行いました。現地は〇〇より南東側約800mに位置しており、ちょうど〇〇自治会の南側にあります。現在はエン麦が植えてありました。譲渡人は〇〇市在住であり農業の経験はなく現在まで長年にわたり、譲受人が耕作をしておられた場所です。譲受人は現在までバレイショ、稲作、牧草と長年、耕作をしておられます。譲渡人は今後、農業をする予定もなく今回の3条申請になったものであります。周囲はすべて農地であり問題はないと考えます。以上です。

議 長： ただ今、事務局から説明及び報告を行いました。これより質疑に入ります。何かご意見ございましたらお願い致します。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の田邊推進委員、何かご意見等ありましたらお願い致します。

よろしいですか。

それでは、受付番号3番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号3番について、許可やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第94号受付番号3番について許可やむなしとされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第94号受付番号3番については、許可することに決定いたします。

次に議案第94号受付番号4番です。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長： 受付番号4番の資料については10ページ、11ページです。
それぞれ御目通し下さい。また別添の調査表についても併せてご覧頂きたいと思
います。よろしく申し上げます。

議 長： ここで担当委員の現地調査の報告をお願いします。

3 番： 現地は〇〇のすぐ前の土地です。現況は畑になっておりました。ここ2～3年作物
が作付けされず草払い、耕耘、耕してはあった。周りも田んぼで水稻が作付けされ
ている一角で道路横でもあり荒地とならないように草払いはきれいにしている所
でした。辺塚ダイダイを作付けするとのことでした。(作付け済み)
調査の意見としましては、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり譲渡人より相談があり
耕作できないので作ってくれという事であったそうです。話は進み贈与で良いので
荒らさないようにしてくれとのことと現在に至っているとの事でした。
〇〇氏も高齢ではあるが息子と一緒に住んでおり後は、息子さんが耕作するとのこ
とでありました。3条申請に問題ないと思われま。

議 長： ただ今、事務局から説明及び報告を行いました。これから質疑に入ります。
何かご意見ございましたらお願い致します。農業委員、推進委員問わずご意見、ご
質問等ありませんか。地区担当の持留推進委員、何かご意見等ありましたらお願い
致します。

よろしいですか。

それでは、受付番号4番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたい
と思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号4番について、許可やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を
踏まえ、議案第94号受付番号4番について許可やむなしとされる方は挙手をお願い
致します。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第94号受付番号4番については、許可することに決定
いたします。

次に議案第94号受付番号5番です。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長： 受付番号5番の資料については12ページ、13ページです。
それぞれ御目通し下さい。また別添の調査表についても併せてご覧頂きたいと思
います。よろしく申し上げます。

議 長： ここで担当委員の現地調査の報告をお願いします。

2 番： 12月19日持留推進委員と譲受人と現地で確認を行いました。
現地は〇〇より西へ約200mの所にあり(申請地A)は東と南道路の角地、北側に
ハウス施設(ピーマン)西側に当該地の(申請地B)があります。(申請地B)は東に
当該地(申請地A)とハウス施設(ピーマン)南側に道路、西側は田、北側に水路が
あり、周辺農地は管理されておりました。
当該地の(申請地A)については南側道路にポンプ施設が設置されており周囲の農
家等で利用されているという事でした。
(申請地B)にはハウスの骨組が4棟残っておりました。
調査の意見としまして、譲渡人は平成28年に相続により当該地を取得しましたが
現在、〇〇に在住し88歳と高齢であり農業を営む予定もないことから〇〇氏に適
当な人に譲りたいと相談され今回の譲受人に贈与することになりました。現地に残
っているハウス施設については前耕作者が撤去することで話がついているという
事です。ポンプ施設については周辺の人利用されているという事で現状を残すと
いう事でした。譲受人は町内においてゴボウ、スナップ、パレイショ等を中心に営
農されており取得後は水稻、スナップなど予定しているとの事です。
現在、当該地の北側にもスナップエンドウを作っておりしっかり管理されています。
取得後の管理も問題ないと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。

議 長： ただ今、事務局から説明及び報告を行いました。これから質疑に入ります。
何かご意見ございましたらお願い致します。農業委員、推進委員問わずご意見、ご
質問等ありませんか。地区担当の持留推進委員、何かご意見等ありましたらお願い
致します。

議 長： 何かございませんか。よろしいですか。

それでは、受付番号5番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたい
と思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号5番について、許可やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を
踏まえ、議案第94号受付番号5番について許可やむなしとされる方は挙手をお願い
致します。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第94号受付番号5番については、許可することに決定
いたします。

次に議案第95号「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。申請
件数は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。事務局より説明を
お願い致します。

事務局長： それでは14ページの議案第95号の議案書をご覧下さい。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は2件です。

(14ページ 議案第95号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については15ページから17ページです。
それぞれ御目通し下さい。よろしく申し上げます。

議長： ここで担当委員の現地調査の報告をお願い致します。

9番： 申請地は〇〇の北側の山林の中腹にあり、地籍調査もされてないこと、耕作道路もなく場所の特定は困難を要するが50年程前までは周辺も畑等があり耕作されていたがその後、耕作道路がないことから農機具等の搬入ができず耕作放棄地となり次第に山林化していった。
調査の意見として申請地は山林化していること、耕作道路もないことから今後も農地として復元し耕作することは考えられず非農地証明は問題ないと考えます。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長： ただ今、事務局から説明及び担当委員が報告を行いました。これから質疑に入ります。何かご意見ございましたらお願い致します。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の瀬戸山推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

事務局： 補足があります、その他資料の13ページに今回、現地確認して頂いた農業委員さんから提供頂いた写真を添付しております。
現地まで行くのが困難と事務局の方でも判断しまして道路の方から写真を撮ってもらうようお願いした次第です。ご参考になればと思います。
次の議案についても同じように写真を載せています。

議長： なにか意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第95号受付番号1番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第95号受付番号1番について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第95号受付番号1番は、非農地として承認することに決定いたします。

次に議案第95号受付番号2番です。事務局より説明をお願いします。

事務局長： 受付番号2番の資料につきましては18ページから20ページです。それぞれ御目通し下さい。よろしく申し上げます。

議長： ここで担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

3番： 現地は〇〇号線横の、〇〇のすぐ後ろの土地でした。20年以上耕作されておらず原野に近い状況にある農地であります。まわりを住宅で囲まれてカヤなどが生い茂りここ2～3年は草払いもなされていない農地であります。本人も県外であり耕作する事はできないとの事でありました。真ん中にはブロックが積んでありましてブロックも倒れておりました。調査の意見として、四方周りは住宅となっており農地としての耕作は難しいと思われれます。非農地としての申請は妥当と思われれます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長： ただ今、事務局から説明及び報告を行いました。これから質疑に入ります。何かご意見ございましたらお願い致します。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の持留推進委員、何かご意見等ありましたらお願い致します。

議長： なにか意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第95号受付番号2番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第95号受付番号2番について承認される方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第95号受付番号2番は、非農地として承認することに決定いたします。

次に、議案第96号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長： それでは、21ページの議案第96号の議案書をご覧ください。農業振興地域整備計画の変更に係る意見については1件です。

(21ページ 議案第96号の議案書の読み上げ)

受付番号1番につきましては、肉用牛繁殖経営の規模拡大による、繁殖牛の放牧場及び牛舎建設の為の用途区分変更でございます。資料は22ページから30ページまでです。それぞれ御目通し下さい。よろしく申し上げます。

議長： ここで担当委員の報告ですが、私の担当地区ですので報告します。
12月6日事務局、溝田委員、谷口委員の3名の委員で現地調査を行いました。
現地は〇〇線、〇〇坂と言いますが、〇〇より200m入った所でございます。前任者の畜舎を利用してただ今、20頭程度に増頭しております。
そういった中で今後30頭くらいの規模にしたいという事もありまして、妊娠牛等の放牧、手のかからない牛は放牧的な飼育をしたいという事で今回の申請でございます。住宅地とは100m短くて60m距離があります。そして8割程度の放牧地ですので排水については十分に注意をして本人もいるようです。排水溝を設置して隣接の皆さん方に迷惑が掛からないようにというような事で考えているようです。雨期の時期には放牧をしないというような事で本人も周囲に環境的な問題で注視しているようなので今回の用途変更については問題ないと思っております。隣接の方々にもそういった説明をしておりますので地域の皆さん方も理解していると考えております。ご審議の方をお願い致します。

何かご意見ございませんか。よろしいですか。
それでは受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思っております。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

ありがとうございました。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第96号受付番号1番について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第96号受付番号1番は、非農地として承認することに決定しましたので町長に意見を送付致します。

次に議案第97号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(31ページ 議案第97号の議案書の読み上げ)

ページの統括表をご覧ください。(統括表の読み上げ)
32ページから36ページの集積計画についてはそれぞれ御目通し下さい。
よろしく申し上げます。

議長： はい。ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。

6番： はい。〇〇の件数が出ていますが、今回5年で使用貸借ですが5年間無償で借りている所と10aあたり5,000円で借りる所とありますが、これは何か理由があるのですか。

事務局：事務局から説明させていただきます。使用貸借となっている受付番号の1番～9番については、当初が耕作放棄地で荒れていたというのもあり一旦、綺麗にする事を条件として1年は無償で借りるという事で貸主さんと話をしているみたいです。そして1年後を目安に中間管理機構に移行をする計画のようなので、その時に改めて賃借料を決めていく予定だと説明を受けております。

他の所10番11番については復旧するほどの事もなく綺麗な状態なので賃借料が発生するような契約にしているという事です。

議長：ありがとうございます。他に何かございませんか。

10番：今、説明があった通り現地確認には私も立ち会ったのですが、現場は荒地になっており田んぼ、畑です。段々になっていた所を今度、重機を入れて3枚を1枚にしたりとか、2枚を1枚にしたりとか、面積を広く取りながらやっています。その部分の経費がかかるという事でとりあえず無償でという形に話をしてきました。いつまでもただという事にはいかないという事で話はしたのですが、いつから払うという明確な答えはありませんでした。

議長：私の方でも色々考えるのですが、賃借料の値段というのが中間管理機構との連携と言いますか、地元委員、あるいは農業委員会との連携をうまくしないと、安くなってしまって。水利費等が伴うような所について負担金という形でそれがしの負担金があるわけですので、ここの下場の水田でも毎回、耳が痛いようですけど6,500円くらいの水利費負担というのがかかります。ですから、ここの神山地区の水田では10,000円以上で借りてもらわないと、地権者はですね6,500円の水利費を払って反と4,500円くらいの借地料にしかならないという事になりますよね。ですから中間管理機構に載せる場合もあっちまかせにしないで、こっこの地域の相場にしないと問題にならないかなと思っている所です。私の地域の、今申請された畜産農家へも15,000円なら買えよと言った所でした。そうしないと中間管理機構の方でもどのくらいで借りているのかなと畜産農家の方々がまともって借りていますので中間管理機構に載せているという事なので聞いてみたいと思っている所です。

なんかこう安くなってしまって、みんな借りてくれる人が神様のように思っていますので、自分の立場を考えて頂けたらといいのかなと思ったりしますので、皆さん方もそれぞれの担当地区でそのようなご意見が出てきた時は農業委員会とも連携を取って進めて頂けたらと思っている所です。

10番：はい。借地金問題で中間管理機構の話が出ましたけど私も〇〇の方の畑を作付けしていますがそれは、田んぼではないので水利費はかかりません。

ですが今、貸している所では反と5,000円です。以前はもっと高かったのですが、畜産の方が今あまり良くないという事で下がってしまって今、5,000円で中間管理機構とは契約をしているような状況です、安いといっても今度は借り手がいなければまたそれは困るというのもあって、そういった状況です。

6 番： はい。5年間の契約をされていますけど5年間の間に埋め合わせをするという風にはならないと思うのですよね。5年間無償で契約しているからという事で、その辺りの事は最初で何年になるかと期限を決めるとかしないと途中で契約を変更するという事はありませんからその辺りは気を付けなければいけない。貸す方にも税金こともあり色々ありますから、ただじゃありませんから、借りてもらえるから良いのではありますけど、その辺りは相手が個人ではなく〇〇という組織ですから、ここが「正」になってくると思います。そのため全ての借地について〇〇は5,000円と決まっているようですけど、この辺りは色々あってここは条件があってもいいのではと思われま。言われたままで貸すばかりでは泣き寝入りという形になりますのでそういった事にならないように個人の事はあまり言いませんが、相手が組織ですから、そこが基準となってくると思いますから今後気をつけていかないといいなと思います。

議 長： 田淵委員、〇〇地区の開発地域でどのくらいですか？

10 番： 色々あると思いますけど先程も言いました私の所は牧草ですけど5,000円が1番最低金額だと思います。

6 番： 〇〇地区はA段階B段階C段階と分かれていまして条件が1番良い所が10,000円畑によって、ここは場所が悪いから8,000円とか5,000円とかみんなA, B, Cをつけて、今でも山の中ですが10,000円という所もあります。畑によって値段の上下があっても良いのではないかなと思います。

議 長： 良いやり方ですね。我々、下場のどの地域でもそういったやりの方が、説明もしやすいし理解も得られるのではないかなと思います。参考にして頂けたらなと思います。他にございませんか。よろしいですか。

3 番： はい。今の〇〇の件ですが、実は私の所でも〇〇団地の竹を植えていた所を貸してくれと電話がきまして、私も見に行ったのですが、前の方が竹から何から綺麗にしてひっくり返して畑になっていましたが、行ってみると竹切れ木切れが上に相当あります。〇〇もそれをどかすのに経費がかかるのですよね。周りの木も大きくなっていてすごい事になっている。その条件として周りを綺麗にして畑を綺麗にしてあなた達が作るのであれば無償で作って下さいと、そのかわり5年間ですと、そして5年後に返す時には一般の畑として返して下さいと条件を出しました。そういう風にしてこっちからも言わないとあっちから一方的に言われるままでなく。私は反と6,000円ですと言ったのです。だいたい年間18,000円、5年間で約90,000円です。これで綺麗にできますかといったら到底できないと思います。重機を持ってきたりしたら。だったら5年間で綺麗にして返してくれば良いから5年間は無償であなた達が作ってくれという事で5年後には綺麗な畑として返してくれと条件として付けました。そしたら納得して分かりましたという事でした。そういう風にしていかないと、こんな人たちが開発地域を少しずつでもいいから作ってもらわないと荒れてきます。ああいう人たちにはそういう条件をつけて綺麗にしていくらかかるから何年間は無償で良いよという具合にしていかないと国の開発地域が荒れてきますので、そこを考えて我々も考慮した方が良いかと思ひます。

議長： 様々な意見が出てくるようです。それぞれの地域が活力ある所は補助ができるのですけども、地域農業が衰退化していくような所は荒れ地になってしまうという状況が目の前にぶら下がっているようですので、そういった事もふまえて皆さま方もそれぞれの担当区の中で相談等ありましたらご指導して頂けたらと思います。

他にございませんか。よろしいですか。

それでは農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします

議案第97号の集積計画について、異議なしとされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。全推進委員、異議なし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第97号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第97号は計画のとおり決定いたします。

議長： 次に議案第98号 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について議題と致します。それでは事務局の説明を求めます。

事務局長： 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断、いわゆる非農地判断の農地でございます。それでは議案書をもとに説明します。

(37ページ 議案第98号の議案書の読み上げ)

資料の38ページになります。

今月の定例会において、非農地と判断して頂く農地は、合計で1,836筆 1,424,953㎡(約142ha)となっております。

以上につきましては、農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しないと判定された土地について本定例会でお諮りするものです。

農林水産相通知の「農地法の運用について」の基準に従い。39ページ以降に掲載しております対象農地が、農地に該当するか否かについて定例総会の決議により判断を行うこととされておりますので、これらについて審議をお願いするところで、あります。よろしくお願い致します。

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

事務局 : 今回の非農地判断については皆さんがパトロールして頂いた結果になります。農業委員会として皆さんに現地確認して頂いたのですが、最終的には通知書を所有者の方に出した後に法務局でまた再確認があるという事ですので、最終的には法務局の方で非農地判断という事であるという事なので、一旦は皆さんにパトロールの中で、ここは非農地だとか狭小地だとか囲繞地入る事が出来ないという形で非農地判断をして頂いているのですが、もしかしたらこの中で非農地に該当しないという所もあるかと思えますけど、もしそういう中で所有者の方から言われた場合は事務局の方に連絡して頂けたらと思います。こちらの農地の通知については1月に所有者の方に送らせて頂きます。所有者が不明の場合は通知ができない所もあるのですが農業委員会としては今回、非農地判断したという事で審議させて頂きます。以上です。

議長 : 皆さん方の農地パトロールの判断において、この資料ができていたという事でございます。よろしくお願ひします。

何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思ひます。

推進委員の皆さんにお伺ひします。議案第98号の農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断については、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。全推進委員、異議なし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第98号について、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第98号は非農地として判断し処理することに決定いたします。

以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言ありましたら挙手をお願いいたします。

議長 : 他にございませんか。

事務局 : ① その他(あっせん申し出4件)

② 1月の行事予定について

6番 : インボイス制度の説明を税務課の方からでもして頂いて、農業委員会内で時間を作っていたら農家の方に説明もできると思ひますので機会を作って頂けたら助かるのですが。

3番 : 併せて税の申告をクラウド上に保存する方法とかも税務課に説明してほしいです。

事務局長： 税務課と調整してみます。

議長： 他にありませんか。
それでは、以上をもちまして、令和4年12月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員